

# 産業技術大学院大学研究活動の不正行為等に係る調査手続等に関する取扱規程

平成 21 年度法人規程第 45 号

制定 平成 22 年 3 月 31 日

## (目的)

**第 1 条** この規程は、産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 20 年度法人規則第 63 号。以下「規則」という。）第 6 条第 2 項に基づき、産業技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究活動に関して、不正行為等が疑われる場合の調査の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、規則第 2 条第 1 号に規定する研究者のうち、不正行為等が疑われ、調査の対象となる研究者をいう。
- (2) 「不正行為等」とは、規則第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する行為をいう。

## (不正行為等に関する通報)

**第 3 条** 何人も、不正行為等の疑いを発見したときは、書面（ファックス、電子メールを含む）、電話、面談により、研究者の不正行為等の態様等を通報することができる。

## (通報窓口の設置)

**第 4 条** 前条に規定する通報に対応するため、本学に通報受付窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、弁護士である学外の者に委嘱する。
- 3 本学における通報窓口責任者は、産業技術大学院大学管理部管理課長とする。

## (通報処理体制等の公表)

**第 5 条** 通報窓口、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項については、ホームページ等に公表するものとする。

## (通報の方法)

**第 6 条** 通報は、原則として顕名によるものとし、研究者の氏名、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為等とする科学的合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報でも、信憑性が認められる場合には、顕名による通報に準じて取扱うことができる。

- 2 通報窓口責任者は、通報窓口から通報を受取ったときは、速やかに学長に報告するとともに、通報窓口を通じて、通報を受け付けた旨を当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合、通報者に対して、さらに詳細な情報の提供又は当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

## (通報者・研究者の取扱い)

**第7条** 本学は、通報の内容や通報者の秘密を守るため適切な方策を講じるものとする。

- 2 本学は、通報者又は通報に関する相談をした者に対して、単に通報又は通報に関する相談をしたことのみを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本学は、研究者に対して、単に通報されたことのみを理由として、研究活動を全面的に禁止するなどの過度な措置、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

**(予備調査)**

**第8条** 学長は、第6条第2項に規定する報告があったときは、速やかに産業技術研究科長（対象となる不正行為等に産業技術研究科長が関与している可能性が高いと認められる場合にあっては、学長が別に指名する教員。以下本条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。

- (1) 不正行為等が行われた可能性
  - (2) 不正行為等とする根拠の合理性
  - (3) その他必要と認める事項
- 2 産業技術研究科長は、予備調査を開始した日から、概ね30日以内にその調査結果を学長に報告するものとする。
  - 3 産業技術研究科長は、予備調査の結果報告と同時に、次の各号に掲げる事項を学長に述べることができる。
    - (1) 本格的な調査の要否
    - (2) 不正行為等が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意（研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものである可能性
  - 4 学長は、予備調査の結果報告に基づき、当該通報に係る不正行為等が認められないと判断したときは、通報窓口を通じて、その旨を通報者に通知するものとする。

**(本調査)**

**第9条** 学長は、前条の予備調査の結果により、不正行為等が行われた可能性又は悪意による通報の可能性が高いと認められ、本格的な調査が必要と判断したときは、速やかに調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して本調査を実施するものとする。

- 2 学長は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び研究者（以下「調査対象者」という。）に対し、その旨を通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。
- 3 前項に規定する場合において、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、学長は、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 産業技術研究科長
  - (2) 産業技術大学院大学管理部長
  - (3) 当該研究分野の専門家であって、本学に属さない者 若干名

- (4) その他、学長が指名する本学の教職員 若干名
- 5 前項の規定にかかわらず、対象となる不正行為等に関与している可能性が高いと認められる者は、委員会の委員となることができない。
- 6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあつては第4項第1号に掲げる者をもって、副委員長にあつては同項第2号に掲げる者をもって、それぞれに充てる。ただし、前項の規定により当該者が委員会の委員とならない場合は、学長が別に指名する者を委員とし、それぞれに充てる。
- 7 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

#### (本調査の実施)

**第10条** 委員会は、次の各号により本調査を実施するものとする。

- (1) 指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
  - (2) 関係者のヒアリング
  - (3) 再実験の要請
  - (4) その他必要と認める事項の調査
- 2 委員会は、本調査の進捗状況について、遅滞なく学長に報告するものとする。
  - 3 委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となる公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
  - 4 委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
  - 5 調査対象者は、委員会の調査に協力しなければならない。
  - 6 調査対象者は、委員会に虚偽の申告をしてはならない。
  - 7 委員会は、本調査開始の日から概ね150日以内に、調査結果をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて学長に報告するものとする。

#### (調査結果の通知)

**第11条** 学長は、前条第7項に規定する報告を受けたときは、その調査結果について、通報者には通報窓口を通じて、研究者には産業技術研究科長を通じて、それぞれ通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、調査対象の研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、学長は、当該競争的資金の配分機関に対し、その調査結果を通知するものとする。

#### (不服申立て)

**第12条** 第10条第7項の調査結果により不正行為等があったと認定された研究者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、当該認定に不服がある場合は、その通知を受けた日から14日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、不服申立てに係る審査を、委員会に付託するものとする。
- 3 委員会は、不服申立てに係る審査を付託された場合は、速やかに審査し、その結果を学長に報告するものとする。

- 4 委員会は、前項において再調査が必要と認めこれを開始した場合は、概ね 50 日以内にその結果をまとめ、学長に報告するものとする。
- 5 学長は、前2項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者に通知するものとする。この場合において、当該事案に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対しても、その結果を通知するものとする。

**(再調査の指示)**

**第 13 条** 学長は、第 10 条又は前条における委員会の報告について、さらに十分な調査が必要であると認めるときは、委員会に対して、再調査を指示することができる。

**(調査結果の公表)**

**第 14 条** 委員会の調査結果に基づき、最終的に不正行為等があったと認められたときは、学長は、次の各号に掲げる内容により、速やかに当該調査結果を公表するものとする。ただし、不正行為等の内容から、社会に及ぼす影響が大きいと判断される場合には、必要に応じ、不正行為等に関与した研究者の氏名についても公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した研究者の所属及び職
  - (2) 不正行為等の内容
  - (3) 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容
  - (4) 委員会委員の所属、職及び氏名
  - (5) 調査の方法及び手順
- 2 委員会の調査結果に基づき、不正行為等は行われなかったと認められたときは、学長は、調査結果を公表しないものとする。ただし、それまでに当該事案が本学の外部に漏洩していた場合は、次の各号に掲げる内容により、当該調査結果を公表するものとする。
    - (1) 不正行為等が行われなかった旨
    - (2) 研究者の所属、職及び氏名
    - (3) 委員会委員の所属、職及び氏名
    - (4) 調査の方法及び手順
  - 3 前項の場合において、最終的に通報が悪意に基づくものと認められたときは、学長は、必要に応じ、通報者の氏名及び所属についても併せて公表するものとする。

**(通報者及び研究者に対する措置)**

**第 15 条** 第 9 条第 2 項に規定する場合には、学長は、委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、当該調査の対象となる研究活動を制限することができる。

- 2 第 9 条第 2 項に規定する場合には、学長は、委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、当該調査の対象となる研究に係る研究費の支出を停止することができる。
- 3 前条第 1 項本文に規定する場合には、学長は、当該不正行為等の内容に応じ、研究者に対し、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則（平成 17 年法人規則第 21 号。以下「就業規則」という。）に基づく懲戒処分その他の必要な処置を講ずるものとする。
- 4 前条第 1 項本文に規定する場合には、学長は、研究者に対し、関連論文等の取下げを

勧告し、又は研究費の使用停止を命ずることができる。

- 5 前条第1項本文に規定する場合において、研究者が当初から不正行為を行うことを意図していたなど極めて悪質であると認められるとき、又は競争的資金の配分機関から研究費の返還の請求があったときは、学長は、必要に応じ、研究者に対し研究費の返還を求め、又は求償をすることができる。
- 6 前条第2項本文に規定する場合においては、学長は、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合には、当該関係者以外にも周知するものとする。
- 7 前条第2項本文に規定する場合においては、学長は、必要に応じ、研究者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。
- 8 前条第2項本文に規定する場合において、最終的に通報が悪意に基づくものと認められたときは、学長は、通報者に対し、就業規則に基づく懲戒処分、刑事告発その他の必要な処置を講ずることができる。

#### (遵守義務)

**第16条** この規程の定める諸手続に関係する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任務が終了した後も同様とする。
- (3) 調査対象者及び調査に協力した関係者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。
- (4) 通報が自らに関係するものであった場合には、その通報の処理、調査等に関与してはならない。

#### (理事長及び監事への報告)

**第17条** 学長は、予備調査及び本調査の進捗状況、結果等について、遅滞なく公立大学法人首都大学東京の理事長及び監事に報告するものとする。

#### (運営細則)

**第18条** この規程に定めるもののほか、不正行為等が疑われる場合の調査の手続等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則 (平成22年3月31日21法人規程第45号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。